

令和6年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午前10時から10時28分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(3人)

農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	浅見聡
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 おはようございます。ご苦労さまでございます。今日出席の方全員そろいましたので、定刻より若干早いですが、早速始めさせていただきたいと思っております。

本日は、1番、武藤量司委員、3番、八木原智宏委員、4番、若林想一郎委員より欠席の旨の通告がございましたので、皆様にご報告を申し上げます。

本日の出席委員は10名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

8番 村越聡委員、9番 平沼邦夫委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたします。

日程第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第11号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号について説明いたします。

議案第11号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は83平方メートルとなります。譲受人は飯能市在住の方で、譲渡人は町内在住の方です。申請理由は、所有

権の移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根 7 区、おきうね農園より南西に約100メートルのところが申請地になります。

本申請は、第 8 回総会に審議し、許可相当となりました議案と関連した申請となります。現在、許可の方向で県と調整中です。申請人は住宅建築に向けて最終的に準備を進めているところで、住宅完成後は譲受人が飯能市から転入し、当初計画のとおり、今回の申請農地を管理して家庭菜園を行っていくこととなります。譲受人ご夫婦につきましては、高度な農業経験はございませんが、家庭菜園から始めていく意思を確認しております。

農地法第 3 条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する全部効率的利用要件として、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第 3 条第 2 項第 4 号に規定する常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかを判断していただきます。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号に規定する地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかを判断していただきます。

事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第11号 農地法第 3 条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月21日午前11時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、おきうね農園南西約100メ

一トルのところにある農地です。事務局の説明にもありましたが、自己用住宅に隣接した農地で家庭菜園をするということの申請であります。

第3条申請の許可基準については、家庭菜園をするということであれば満たしていると思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明をお願いするところですが、補助委員の八木原委員が欠席でございますので、省略させていただきます。

質疑に移ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔なし〕

議 長 質疑はなしと認めます。

お諮りいたします。

上程中の議案第11号につきましては、許可をすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。出席委員の全員賛成です。

よって、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第12号番号1につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 議案第12号番号1について説明いたします。

議案第12号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は401平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、東京都江戸川区在住の方です。申請理由は、自己用住宅であります。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西15区集落センターより南方に約250メートルのところが申請地になります。

今申請は、申請人が実家近くでの永住を希望しており、自己用住宅を建設するための申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する小集団の生産性が低い農地であることから、第2種農地と判断されません。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明は終了いたしました。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第12号番号1農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。
申請書並びに添付書類を精査し、9月20日午前9時頃から、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、川西15区集落センターより南方に約250メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、実家近くへの永住を希望し、家族での移住を検討しての申請でございます。
実家付近への移住ということで、転用はやむを得ないと判断されます。
皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員7番 町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第12号番号1について所見を申し上げます。
申請書並びに添付書類を精査し、9月20日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にもあったとおり、実家近くでの自己用住宅建設のための申請でございます。申請地の西側に農地がございますが、こちらも申請者の所有とのことで、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われまます。
皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。所見を終了いたします。
続いて、質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしというお声ございました。なければ、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

上程中の議案第12号番号1につきましても、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第12号番号1、農地法第4条の規定による許可申請に関す

る件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第12号番号2につきましては、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第12号番号2について説明いたします。

議案第12号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。なお、本申請は、議案第13号番号1の申請地と一体利用での申請となります。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は46平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。申請理由は、自己用住宅であります。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米4区総合福祉センターの南西約100メートル付近に申請地がございます。

申請人は母と家族との4人暮らしですが、手狭となったため、母の所有する土地と自身の所有する農地に自己用住宅を建てるための申請でございます。また、申請にあたり、当該農地を宅地の一部として使用してしまっていたため、始末書を添付しての申請となります。

なお、農地区分は、申請地が中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第12号番号2農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月21日午後4時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、苧米4区総合福祉センターの南西約100メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、自己用住宅を建てるに当たり、一体利用をするための申請であります。

家族が近くに住む場所での申請であり、転用はやむを得ないのではないかと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きます。補助委員の説明に移ります。
補助委員の10番 千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第12号番号1について所見を申し上げます。
申請書並びに添付書類を精査し、9月21日午後4時半頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもあったとおり、自己用住宅を建てるに当たっての申請でございます。申請地の周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の所見を終了します。
続きます。質疑に移ります。
〔なし〕

議 長 暫時休憩をいたします。
休 憩 午前10時16分
再 開 午前10時19分

議 長 会議を再開いたします。
ほかにごございますでしょうか。
〔なし〕

議 長 質疑がなければ、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
上程中の議案第12号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第12号番号2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。
続きます。日程第5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。
議案第13号番号1につきまして事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案第13号番号1について説明いたします。
議案第13号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。また、本申請は、議案第12号番号2の申請地と一体利用での申請であ

ります。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は222平方メートルです。譲受人並びに譲渡人は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。申請理由は、自己用住宅・使用貸借権の設定30年となっております。

8ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米4区総合福祉センターの南西約100メートル付近に申請地がございます。

譲受人家族が手狭となったため、議案第12号番号2の農地と一体利用で自己用住宅を建設したいとの申請でございます。

なお、農地区分は、申請地が中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第13号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月21日午後4時半頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、議案第12号番号2の申請地に隣接した土地になります。事務局の説明にもありましたが、申請者の母が所有する土地を自己用住宅を建てるに当たり転用申請をするものとなります。

現在の住まいが手狭となつての申請ということで、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員10番 千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第13号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月21日午後4時半頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもあったとおり、

自己用住宅を建てるための申請でございます。申請地の周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。以上で担当委員の所見を終了します。続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

上程中の議案第13号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第13号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第13号番号2につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号番号2について説明いたします。

議案第13号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は432平方メートルです。譲受人は秩父市所在の方で、譲渡人は横瀬町在住の方です。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権移転となっております。

9ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西17区、横瀬大橋より北西に約150メートルのところ申請地になります。譲受人は現在秩父市でアパート暮らしですが、子育てや経済的な面、通勤の利便性を踏まえて、申請地での自己用住宅を建てたいとの申請でございます。なお、当該農地は農業振興地域内の農用地でしたが、令和6年8月22日付で農用地区域からの除外が決定しています。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第13号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査しまして、9月20日午前9時頃から、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬大橋より北西に約150メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、子育てや経済的な面、通勤等を考慮し、自己用住宅を建てるための申請でございます。

子育てや経済的な面を考えれば、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員7番 町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第13号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月20日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にあったとおり、自己用住宅を建てるための申請でございます。申請地周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

上程中の議案第13号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第13号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしというお声がありました。

よって、そのように処理をさせていただきたいと思います。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了をいたしました。これをもちまして閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時28分)